

第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援事業の推進

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《現状》

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に擁する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成します。

《主な取組・確保策》

生活保護世帯の行事費等の実費徴収に係る補足給付を実施しております。

追加事項

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

《現状》

新型コロナウイルス感染拡大防止対策が長期化している状況の中、家庭児童相談室における相談対応件数の増加や相談内容の複雑多様化がみられている。

《主な取組・確保策》

「家庭児童相談システム」を導入し、要保護児童等に対する業務の効率化やケース対応のスピード化が可能となることで、児童虐待の早期発見・早期対応及び支援の強化を図る。